

## 至誠館大学再任用職員給与規程

### (目 的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園至誠館大学職員就業規則第30条の規定に基づき、再任用職員の給与に関する事項を定めることを目的とする

### (給与の種類)

第2条 再任用職員の給与の種類は次のとおりとする。

(1) 給与

(2) 諸手当

a. 役職手当

b. 住居手当

c. 通勤手当

(3) 時間外手当

a. 時間外勤務手当

b. 休日勤務手当

### (給与の支給形態)

第3条 給与は月給制とする。

### (給与の計算期間)

第4条 給与支給の計算期間は当月1日から末日までとする。

### (給与の支給日)

第5条 職員給与規程（以下「規程」という。）第5条の規定を準用する。

### (給与の支払い方法)

第6条 規程第6条の規定を準用する。

### (給与の決定)

第7条 月額給与は、各人毎に理事長が決定する。

### (役職手当)

第8条 規程第12条の規定を準用する。

### (住居手当)

第9条 規程第13条の規定を準用する。

### (通勤手当)

第10条 規程第15条の規定を準用する。

### (時間外勤務手当・休日勤務手当)

第11条 再任用職員が時間外勤務及を所定休日に勤務を命じられたときの時間外勤務手当・休日勤務手当については、規程第16条の規定を準用する。

### (賞 与)

第12条 期末手当の支給については、規程第17条の規定を準用する。

### (休職者の給与)

第13条 休職中の給与は、規程第19条の規定を準用する。

(不就業者の給与の取り扱い)

第14条 不就業者の給与の取り扱いについては、規程第20条及び第21条の規定を準用する。

(その他)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成27年 4月 1日 (制定)

改正 平成31年 4月 1日 (第1回改正)